

JW認定 ワーケーションコンシェルジュ制度

JW認定ワーケーションコンシェルジュとは？

ワーケーション普及を行う一般社団法人日本ワーケーション協会が認定する制度。
全国各地で活躍する、ワーケーション及びそれに付帯するコンテンツなどの実施者の中から、企業や団体、自治体などに向けてその知見を活用し、ワーケーションの普及に協力してもらいたい人を認定する。

ワーケーションの専門家（①ワーケーション実施者・②地域の魅力を訴求できる人・③ワーケーションに関する専門知識・技術を有する者）として、協会より会員その他からのワーケーションに関する相談に対応できる人を認定する。

具体的な依頼内容として

当協会にて行う自治体の事業や企業に対してのワーケーション導入の提案、その他ワーケーションの普及活動に於いて協力を依頼。

- ・地域におけるモニターツアーや有識者としての招聘などを優先的に行う。
(業務内容に応じた対価の提供)
- ・日本ワーケーション協会、ワーケーションの普及活動
- ・協会より会員その他からのワーケーションに関する相談・案件の対応。

etc

コンシェルジュ側の協会利用について

2021年4月1日以降、当協会から公表し、以降JW認定コンシェルジュとして公証。

その後、以下を当協会より提供する。

- ①名刺(経費実費負担とする。本人作成の際は必要に応じて相談。※貴社名刺内の記載なども、確認の上可能。)
- ②ロゴの使用(コンシェルジュ側サービスWEBサイト内などで)
- ③ホームページ上へのプロフィールの掲載、各種SNS等の紹介

JW認定ワーケーションコンシェルジュ制度実施要綱

(令和3年3月31日付け一般社団法人日本ワーケーション協会理事会決定)

(目的)

第1条 この要綱は、JW認定ワーケーションコンシェルジュの実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 JW認定ワーケーションコンシェルジュ(以下「JWコンシェルジュ」という。)とは、一般社団法人日本ワーケーション協会(以下「JW協会」という。)の依頼または推薦を受け、日本におけるワーケーションの普及に寄与する意欲的な活動を行う者をいう。

(対象)

第3条 JW協会は、ワーケーションに対して熱意があり積極的に活動を行うことができる者であって、次に掲げるいずれかの要件を満たす者にJWコンシェルジュを依頼する。

- (1) 理事から推薦がある者
- (2) 地方自治体と包括的な取り組みなどを行っている企業から推薦がある者
- (3) その他理事が特に必要と認める者

(推薦)

第4条 会員である市町村及び都道府県と包括連携協定を締結している企業は、本人の承諾を得た上で、理事にJWコンシェルジュの推薦を行うこととする。

(任期)

第5条 JWコンシェルジュの任期は設けない。ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公序良俗に反する、又はJWコンシェルジュとして相応しくない非行があった場合
- (2) JWコンシェルジュの所在が不明となった場合
- (3) 本人が希望する場合

(活動)

第6条 JWコンシェルジュは、次に掲げる活動を行うこととする。

- (1) ワケーションの普及に関わる活動
- (2) 各々の地域や職域において、市町村・ワーケーションの情報等を宣伝すること

(報酬)

第7条 JWコンシェルジュには固定報酬を支給しない。

各種業務依頼においてはその対価を明示し、支払うものとする。

(責任)

第8条 JWコンシェルジュは、自身の活動において、その地位を活用しワーケーションの普及に務めることを認める。ただし、第6条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、当該JWオブザーバーが全ての責任を負うこととし、JW協会は一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第9条 JWコンシェルジュ制度に関する事務は、JW協会において処理する。

(条件)

第10条 JWコンシェルジュは令和7年3月31日までにJW協会会員になることを条件とする。

(その他)

第11条 この要綱の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(令和6年4月1日改定)